

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第7回

熊野町農業委員会

令和元年度第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和元年12月20日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 特別会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
----	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	6番	立花	宏保
----	----	----	----

委員	7番	空田	忠
----	----	----	---

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福嶋	春樹
------	----	----

書記	内田	直人
----	----	----

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐	木下	祐弘
------------	----	----

都市整備課 主査	諏訪本	壮太
----------	-----	----

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は 10 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第 7 回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。6 番立花委員、7 番空田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第 1、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 25 号の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>まず、申請番号 1 番の場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。〇〇の駐車場から約 50m 中に入った場所となります。</p> <p>譲渡人の方が高齢となり、今後耕作が困難ということで、隣接する農地を所有している譲受人の方が耕作放棄地となった場合は、ご自身の農地にも影響を及ぼす可能性があることからこの度、借受けて耕作をされることになりました。</p> <p>譲受人の方はこれまでも、約 1 h a の農地を耕作しており、農機器等の所有状況等を含め十分な環境が整っております。</p> <p>続いて、申請番号 2 番の場所についてですが、〇〇地区と〇〇〇〇の境の〇〇〇を右折し、〇〇〇線に進入し、〇〇〇〇を右折し約 150m の場所となります。譲受人が経営規模の拡大を図りたいとの意向があり、隣接する農地を購入することになったものです。</p> <p>今後は稲作等を計画しておりますが、譲受人の方はこれまでも、約 7,000 m²を耕作しており、農機具等の所有状況等を含め十分な環境が整っております。農地法第 3 条の規定による許可申請については、以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p>

	<p>〇〇委員お願いします。</p>
〇〇委員	<p>説明のありました、第 25 号第 3 条の件について、12 月 11 日に事務局と現地に行き確認してまいりましたのでその状況を報告します。</p> <p>場所は先ほど説明のありましたとおり、〇〇〇の〇〇〇の駐車場を 40m 程入った場所となります。そこは昔から湿地が多い地域でしたが、今は田や畑も多くありますが、〇〇〇等の商業施設や住宅も多く建築されており、農業主体となる地域では無いです。今回の農地は、譲渡人の方が耕作が難しくどなたかに耕作をして欲しいとのことでしたが、この農地に入るには、他の方の農地を通らなければならないものでした。現状は、トラクター等できれいにすいてありました。今回譲り受けられる方は、この農地に隣接した農地で耕作をされており、隣で一体的に耕作されることが、荒廃を防ぐといった点でも非常に良いことだと思います。熊野町は初神、新宮、城之堀にしてもですが、農業を始めたい人がいても農地に入る道がない地域が多いんですね。そうした面からしましても今回の事案は良い例なのではないのかと思います。このような形が増えていくと荒廃農地となることも防げると思いますので、ぜひとも進めて頂きたいと思います。</p> <p>2 件目は、〇〇〇地区の 6 ページを見て頂きたいのですが、先ほど説明がありましたとおり、〇〇〇側に向かって〇〇〇に入る手前を右に、東側に入った道をしばらく進むと〇〇〇さんの〇〇〇の右側を 100m 入った場所となります。現状は、きれいに管理されております。この直ぐ近くにお住いの方が購入されるそうです。この方は農機具の修理販売をされている方で、ご自身も耕作をされております。農機具も十分に揃っておりますし、問題は無いと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案</p>

	<p>どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第2、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号の、農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。</p> <p>〇〇〇から〇〇〇に向かって突当りを左に150m程の2筆、計1,263㎡に太陽光発電施設を設置するものです。</p> <p>この案件は10月の委員会で農業振興地域整備計画の除外について審議いただいた案件で、広島県との協議が終了し、整備計画から除外することが決定となりましたので、この度転用の申請を提出されました。転用理由に関しましては、前回説明させていただいた計画と変更はございません。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連する、農地利用最適化推進委員の調査結果については、10月に熊野農業振興地域整備計画の一部変更の際に報告を受けておりますので省略いたします。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありますか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	<p>次回の農業委員会は、1月20日(月)午後5時から開催予定です。</p> <p>議案については1月9日以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度第7回熊野町農業委員会を閉会します。</p>